

ふげん使用済燃料に係る 核物質の扱いについて

2022年8月

日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証本部
新型転換炉原型炉ふげん

平和利用の担保について

内閣法制局「関係主要用語集」からの抜粋

○原子力基本法において

原子力基本法第二条は、「原子力の研究、開発及び利用は**平和の目的に限り**、…これを行うものとし、」と規定している。これは我が国における**原子力の軍事利用を禁止する趣旨**であり、原子力基本法における中心的理念となっている。

○宇宙開発事業団法において

(2)「**平和**」とは、非攻撃的ないし、非侵略的という意味ではなくて、**非軍事**という意味である。

二国間原子力協定

○日仏原子力協定の前文

「協定に基づいて移転された**情報、資材、核物質、設備、施設及び及び機微な技術が平和的非爆発目的にのみ使用されることが両国政府の意図するところである**」

○日ユーラトム原子力協定の前文

「～原子力の平和的利用に関する日本国とユーラトムとの間の協力の実施において～」

IGA(政府間合意)記載事項

本使は、1990年4月9日にパリで作成された議定書により改正された1972年2月26日に東京で作成された原子力の**平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定**、2006年2月27日にブリュッセルで作成された原子力の**平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定**、～(中略)～言及する光栄を有します。

3. 基本枠組契約が対象とする使用済燃料の再処理からの生じる**プルトニウム及びウランは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用**される。

政府間合意(Inter Governmental Agreement)

【2022年6月15日締結】

- ・政府間合意では、**日仏原子力協定及び日ユーラトム原子力協定**に言及している。
- ・使用済燃料の再処理から生じる**プルトニウム及びウランは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用**される。

JAEA使用済燃料を仏国に輸送する前に、日仏原子力協定第一条1の(c)、日ユーラトム原子力協定第三条1に基づき、外交手続きの実施⇒「この協定に基づいて移転された資材、核物質、…並びに回収され又は副産物として生成された核物質は、」

- ① **平和的非爆発目的にのみ**使用される(日仏協定第二条)
- ② フランス共和国政府の管轄の下では、フランスにおける保障措置の適用に関しフランス共和国政府、欧州原子力共同体及び機関の間に締結された協定に基づいて**機関の適用する保障措置の適用対象**とされる(日仏原子力協定第二条のA(b))
- ③ 適切な**防護の措置が～(中略)～維持**される(日仏原子力協定第三条)
- ④ 次の保証を適切な方法で受領締約国政府が得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外に移転され又は再移転されない(日仏原子力協定第四条2)
移転先において(a)**平和的非爆発目的にのみ**使用されること、(b)機関による**保障措置が適用**されること、(c)協定の付属書Aに定める水準の**防護の措置**がとられること。